

オール大阪特別徴収推進強化宣言

～平成 30 年度から個人住民税特別徴収義務者の一斉指定の実施～

特別徴収は、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同様に、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引きして、納入する制度で、地方税法で義務づけられています。

大阪府及び府内市町村では、平成 27 年 9 月に「大阪府及び府内全 43 市町村は、平成 30 年度から、原則として、法定要件に該当する事業主すべてを特別徴収義務者に指定し、個人住民税の給与からの特別徴収(給与から差し引き)を徹底する」とした共同アピールを採択し、これまで関係団体や事業主への周知活動を行うなど、連携して特別徴収の推進に取り組んできました。

今年度は、特別徴収義務者の一斉指定実施の前年度であることから、周知活動等の取組みを強め、法令の遵守、納税者の利便性向上及び安定した税収の確保を図るため、大阪府及び府内市町村は特別徴収の推進強化に取り組むことを宣言します。

大阪府及び府内全 43 市町村は、平成 30 年度から、原則として法定要件に該当する事業主を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底します。

※法定要件…前年度中に給与の支払いを受けた従業員を当該年度の初日(4月1日)に雇用している事業主

また、京都府、兵庫県及び和歌山県においても、平成 30 年度から原則として法定要件に該当する事業主を一斉に特別徴収義務者と指定する予定です。

○ 主な取組み

| | |
|-------------------|---|
| 平成 29 年 9 月以降 | 関係団体(税理士会)等への共通チラシ等による広報の実施 |
| 平成 29 年 11 月～1 月頃 | 事業主に対する指定予告通知の送付 |
| 平成 29 年 12 月以降 | 大阪府・市町村の広報誌による広報の実施 |
| 平成 30 年 5 月 | 特別徴収義務者の一斉指定の実施 特別徴収税額決定通知書の送付(特別徴収義務者に指定) |

○ 大阪府・京都府・兵庫県・和歌山県の共同の取組み

| | |
|-----------------|---------------------------|
| 平成 29 年 10～12 月 | 年末調整関係書類への共通チラシ同封による広報の実施 |
| | 共通ポスターによる広報の実施 |
| | 鉄道広告による広報の実施 |

平成 29 年 8 月 22 日

大阪府個人住民税特別徴収推進会議
(大阪府・府内全 43 市町村)